

## 金融機関窓口などでの取引時の情報提供にご協力ください

金融庁・金融機関等は、金融サービスを悪用するマネロン・ローンダリング及びテロ資金供与への対策（以下、マネロン・テロ資金供与対策）に取り組んでいます。犯罪組織やテロ組織への資金流入を未然に防ぎ、安全で利便性が高い金融サービスを維持し、犯罪組織やテロ組織が活動しづらい環境を作るため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

- ✓ マネロン・テロ資金供与対策のため、例えば、次のような場合に金融機関窓口などで取引時の情報提供を求められることがあります。

- 多額の現金・小切手による取引や短期間のうちに頻繁に行われる取引、当該支店で取引をすることについて明らかな理由がない取引等  
→取引を行う目的や、現金の原資等について、書面等により確認を求められる等、手続きに時間を要する場合があります。
- 過去に確認した事項についても、再度確認を求められる場合があります。  
→その際に、各種書面等の提示を求められる場合があります。



- ✓ また、犯罪組織等が行う様々な手法に対抗できるよう、金融機関等は、それぞれに調査手法等を工夫・実施しています。このため、利用する金融機関等や、行う取引の違い等によって、異なる資料の提出や質問への回答を求められる可能性があります。

1. 金融機関等を通じた  
マネロン・テロ資金供与

2. マネロン・テロ資金供与  
対策への国際的な目録  
の高まり

3. 金融機関等の利用者  
にご理解いただきたいこと

## 1. 金融機関等を通じたマネロン・テロ資金供与

マネロン・テロ資金供与とは、犯罪や不当な取引で得た資金を、正当な取引で得たように見せかけたり、多数の金融機関等（※）を転々とさせることで、資金の出所をわからなくしたりする行為や、テロの実行支援等を目的としてテロリストに資金を渡す行為を指します。

仮に、下記事例のように、金融サービスを悪用して、わが国が制裁対象とする国・組織・個人や犯罪者に資金が渡ることとなれば、更なる犯罪行為やテロ行為を助長するということになりかねません。金融機関等は、犯罪組織やテロ組織が資金獲得の手段を日々巧妙化し、一般利用者に紛れて気づかれることなく取引を行おうとする中で、取引に不自然な点があれば、利用者に質問をしたり必要な情報の提供をお願いするなど、厳格な取引時の確認を徹底することが求められます。

（※）金融機関等とは、銀行、生命保険会社、損害保険会社、証券会社、貸金業者、資金決済業者、仮想通貨交換業者などを指します。

(マネー・ローンダリングの例)  
ナイジェリア人らによる国際的な多額詐欺事件に係る犯罪収益などの隠匿



・ナイジェリア人の男及び日本人の女は、高取引に係る偽りのメールを偽じた被害者がシンガポール等から日本国内の銀行のナイジェリア人名義の口座に送金した詐欺の被害金を当該口座から払い戻すにあたり、銀行担当者に対して、通常の高取引による送金であるなどと虚偽の説明をして、被害金を正当な事業収益であるかのように装ったことから、両人らを組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。

・同ナイジェリア人の男がもつ複数の口座には、数年前から米国等海外から計51回、約3億円以上の送金があり、両人らが払い戻した金は当該日本人の口座に入金されたり、海外の口座に送金されていた。

出典：政府広報オンライン  
参考：警察庁「犯罪収益等隠匿防止に関する年次報告書 平成27年」

## 2. マネロン・テロ資金供与対策への国際的な目線の高まり

国際的に核・ミサイルやテロの脅威が増す中、犯罪者・テロリスト等につながる資金を断つことは、日本及び国際社会がともに取り組まなくてはならない課題であり、マネロン・テロ資金供与対策の重要性はこれまでに高まっています。

こうした中、日本は、2019年に、マネロン・テロ資金供与への対策がどの程度有効に実施されているか、審査を受ける予定となっています。

審査は、国際的にマネロン・テロ資金供与対策の中心的な役割を担っているFATF（※）が実施することとなり、金融機関等の現場において実際に有効なマネロン・テロ資金供与対策が行われているかが審査のポイントの一つとなっています。

当該審査については、日本が有効なマネロン・テロ資金供与対策を実施していることを示し、国際的な信認を得る好機であり、金融庁としては、国際送金等の円滑な実施や、犯罪組織やテロ組織を寄せつけない堅牢な金融システムの確立の観点からも、官民一体となって取り組む必要があると考えています。

### (※) FATF (Financial Action Task Force) とは

- ・1989年のG7アルシュ・サミット経済宣言を受け、マネロン・テロ資金対策の国際基準作りを行うための多国間の枠組みとして設立
- ・日本は設立メンバー国の一つであり、現在は35カ国・地域と2地域機関が加盟、その他9つのFATF型地域体を加えると、FATFによるマネロン・テロ資金供与対策の国際基準である「40の勧告」は、世界190以上の国・地域に適用されている。

#### FATF加盟国等(2017年8月現在)

アイスランド、アイルランド、アルゼンチン、イタリア、インド、英国、オーストラリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、豪州、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、中国、デンマーク、ドイツ、トルコ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、ブラジル、フランス、米国、ベルギー、ポルトガル、香港、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、ルクセンブルク、ロシア、欧州委員会 (EC)、湾岸協力理事会 (GCC)



## 3. 金融機関等の利用者にご理解いただきたいこと

こうした状況を背景として、金融庁では、2018年2月に金融機関等における実効的なマネロン・テロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定・公表しました。また、金融機関等では、複雑化・高度化するマネロン・テロ資金供与の手法に対応し、営業現場においてこれを有効に防止することが出来るよう、対応を進めています。

こうした中で、皆様が金融機関等を利用する際に、従来よりも厳格な本人確認を受けたり、取引目的の確認、資産及び収入の状況等について従来は求められなかった資料の提出や質問への回答を求められる場合があります。

特に、マネー・ローンダリング、テロ資金供与を試みる犯罪組織等が行う様々な手法に対抗できるよう、金融機関等は、自社の営業地域や商品特性等も踏まえながら、それぞれに調査手法等を工夫・実施しています。

このため、利用する金融機関等や、行う取引の違い等によって、異なる資料の提出や質問への回答を求められる可能性があるほか、場合によっては、同一金融機関・同一取引であっても、利用者によって、求められる資料や質問等が大きく異なってくる可能性があります。

以下のような取引を行う場合、金融機関等の判断により、本人確認書類の提示に加えて、取引内容や取引目的について追加的な確認を受けることがあります。

#### 【取引の例】

- ・ 多額の現金や小切手による取引
- ・ 収入や資産等に見合わない高額な取引
- ・ 短期間のうちに頻繁に行われる取引
- ・ 当該支店で取引をすることについて明らかな理由がない取引、
- ・ 送金先、送金目的、送金原資等について不明瞭な点がある取引



※上記は例示であり、実際には各金融機関等が取引・利用者ごとに個別具体的に判断するものです。

イラスト出典：政府広報オンライン

個人の方が金融機関等を利用する際に、  
次のような確認を求められる場合があります。

- ・ 取引を行う目的について書面等により確認を求められる等、手続きに時間を要する場合があります。
- ・ 過去に確認した事項についても、再度確認を求められる場合があります。また、その際に、各種書面等の提示を求められる場合があります。



#### 【確認を求められる事項の例】

- ・ 取引の目的等
- ・ 当初の目的とは異なる目的での取引となる場合の理由等
- ・ 多額の現金での取引の際のその原資等

イラスト出典：政府広報オンライン

法人が金融機関等を利用する際には、  
以下の点にご理解ください。

- ・ 法人の場合においても、取引を行う目的について書面等により確認を求められる等、手続きに時間を要する場合があります。また、過去に確認した事項についても、再度確認を求められる場合があります。また、その際に、各種書面等の提示を求められる場合があります。
- ・ また、その法人を実質的に支配することが可能となる自然人（「実質的支配者（※）」と言います）に遡って、当該者の本人確認をすることが求められます。
- ・ 実質的支配者については、職業や居住国等の確認を求められる場合があるほか、取引によっては、氏名・住所・生年月日等を書面等により求められたり、実質的支配者の確認のため株主名簿等の書類を求められることがあります。